

明石市コミュニティ・センター産業廃棄物収集運搬・処分業務委託（単価契約）仕様書

本仕様書は、明石市（以下「委託者」という。）が委託する明石市コミュニティ・センター産業廃棄物収集運搬・処分業務委託（単価契約）の仕様を定めるものであり、受託者は本仕様書に基づき、誠実に業務を遂行するものとする。

1 目的

本仕様書は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令に従い、明石市立のコミュニティ・センターから排出される産業廃棄物の収集運搬及び処理を受託者が受託し、適正に処理することを目的とする。

2 排出予定数量及び必要な情報等

廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	木くず
産業廃棄物の具体例	パイプ椅子、自転車、ガスファン、シュレッダー、ボウリングの玉	長机、パイプ椅子、自転車、油缶、ガスファン、シュレッダー、ラック、金庫、キャビネット、鉄くず、卓球台	自転車、金庫、ガラスくず	長机、戸、卓球台
予定数量	約 8 m ³			
発生工程	不要什器・備品の入替え			
性情及び荷姿	固形状・コンテナ			
腐敗、揮発等性情の変化に関する事項	なし			
混合等により生ずる支障	なし			
日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の有無	なし			
石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物	なし			

物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の有無	
その他の注意事項	本仕様書記載事項参照

※ 具体例はあくまで例示であり、その他の物が廃棄されることがある。また、該当する種類の混合ごみが排出されることもある。

※ 排出する産業廃棄物のうち、金属くず、廃プラスチック類等に木材もしくは紙類が付着しており容易に分離できない場合において、産業廃棄物として分類されるべき廃棄物については、受託者が適正に処理を行うものとする。

3 契約の種類

単価契約（下記単価契約項番ごとの処理委託単価）

- (1) 当該単価①は、現場調査費、調整費、収集運搬費、マニフェスト費等の1回あたりの経費を含むものとする。
- (2) 当該単価②は処分費とし、1車両あたり排出した各産業廃棄物の合計量で請求するものとする。なお、1 m³に満たない部分については協議によるものとする。
- (3) 処分単価は実際の排出量に応じた各単価を用いるものとする。
- (4) 受託者は車両を用意し、混載で収集するものとする。
- (5) 使用する車両について、産業廃棄物の収集に適した車両（パッカー、アームロール、平ボディ等）を使用するものとする。大型車両の侵入が困難である場所への収集を依頼する場合も想定されるため、収集場所の状況に応じた大きさの車両を保有し、運用できる必要がある。
- (6) 収集施設は次項4のとおりとする。

（収集運搬）

単価契約 項番	産業廃棄物区分	収集場所数	単位	予定収集 依頼数
①	「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」「木くず」	4 施設	1 回あたり	1 回

(処分)

単価契約 項番	産業廃棄物区分	単位	予定収集依頼数
②	「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」「木くず」	1 m ³ あたり	8 m ³

※ 予定収集依頼量は推計値であり、この数量を保証するものではない。そのため実際の依頼量と異なる可能性があるが、その場合においても委託単価の増減は行わない。

4 バックカン設置・収集委託する施設

- ・錦城コミュニティ・センター（明石市上ノ丸3-1-11）
- ・大久保コミュニティ・センター（明石市大久保町244-3）
- ・江井島コミュニティ・センター（明石市大久保町680-5）
- ・二見コミュニティ・センター（明石市二見町西二見597-2）

※ バックカン設置・収集委託する施設は予定地であり、受注者と委託者の協議のうえ選定した4か所に設置する。

5 履行期間

契約締結日～ 令和9年3月31日

バックカン設置期間：設置から7日間ほどを想定

6 業務内容

本業務は、委託者が積み込みを行い、受注者がバックカンの提供、運搬および処分を行うものとする。

- (1) 受注者は、委託者と協議のうえ選定した4箇所の敷地内（指定スペース）に、それぞれ廃棄物回収用のバックカン（2 m³、計4台）を設置すること。設置ができ次第、受託者に連絡を行う。
- (2) 各コミュニティ・センターから排出された廃棄物のバックカンへの積み込みは、委託者が行う。
- (3) 委託者から「積み込み完了」の連絡を受け次第、受注者は速やかにバックカンを回収し、運搬・適正処分すること。
- (4) 受託者が積み替え保管を行う場合は、委託者の産業廃棄物と他人の産業廃棄物との混合は認めないため、分別が可能な状態とすることとする。

- (5) その他、産業廃棄物管理票（原則として、電子マニフェストとする。）を適切に運用するとともに、関係法令等を遵守のうえ適正に収集、運搬、処分を行う。

7 資格等

- (1) 「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 14 条第 6 項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可を兵庫県知事又は兵庫県内の市長から受けており、同法第 14 条第 1 項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を、当該業務を行う区域を管轄する兵庫県知事又は該当する区域の兵庫県内の市長から受けていること。

または、産業廃棄物収集運搬業者と産業廃棄物処分業者が協力して見積合せに参加する場合は、各々がその許可を受けていること。

- (2) 産業廃棄物収集運搬業者は、「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」「木くず」の全ての取扱許可を受けていること。
- (3) 産業廃棄物処分業者は、「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」「木くず」の全ての取扱許可を受けていること。
- (4) 受託者は、産業廃棄物処理の許可を受けたことを証明する書類を委託者に提出し、確認を受けなければならない。契約後、変更があった場合も同様とする。

8 作業管理等

- (1) 業務実施にあたり、学生や職員等に怪我等を負わさぬよう細心の注意を払うこと。
- (2) 関係法令等を遵守したうえで安全に業務を行うこと。

9 委託料の支払い

- (1) 受託者は、委託者への処分の業務終了報告後、当該費用を請求するものとする。
- (2) 委託者は、請求書等が適正であると認めた場合、請求のあった日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。
- (3) 産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関する料金は、単価（税抜）に数量を乗じ、これにより得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して算出する。なお、当該料金に端数が生じた場合は、1 円未満は切り捨てるものとする。
- (4) 処分費は、1 車両あたり排出した各産業廃棄物の合計量で請求するものとする。
なお、1 m³に満たない部分については協議によるものとする。
- (5) 収集・運搬及び処分業者が異なる場合は、各々別途支払を行う。

10 その他

- (1) 収集・運搬及び処分に関する契約は委託者と受託者の間でそれぞれ締結する。
- (2) この仕様書に定めのない事項に関しては、委託者・受託者協議の上決定する。